

平成19年12月21日（金）

**日程第25 委員会提出議案第1号 橋本市
議会政務調査費の交付に関する
条例の一部を改正する条例につ
いて**

○議長（中上良隆君）日程第25 委員会提出議案第1号 橋本市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
議会運営委員会委員長 17番 山田君。

〔17番（山田哲弥君）登壇〕

○17番（山田哲弥君）委員会提出議案第1号 橋本市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について 提案理由の説明を申し上げます。

本案は政務調査費の透明性をより高めるため、収支報告書に領収書等、証拠書類の写しの添付を義務付けるものであり、平成20年4月1日より施行するものであります。

以上でございます。議員各位におかれましては、ご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）山田委員長から提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 橋本市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第26 委員会提出議案第2号 地方の
実情にあった道路整備の促進と
道路特定財源の暫定税率延長に
よる財源確保を求める意見書に
ついて**

○議長（中上良隆君）日程第26 委員会提出議案第2号 地方の実情にあった道路整備の促進と道路特定財源の暫定税率延長による財源確保を求める意見書について を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経済建設委員会委員長 清水君。

〔6番（清水信弘君）登壇〕

○6番（清水信弘君）意見書案の朗読をもって、提案理由の説明といたします。

地方の実情にあった道路整備の促進と道路特定財源の暫定税率延長による財源確保を求める意見書。

道路は、国土の均衡ある発展と豊かな生活の実現に欠かすことができない最も基本的な社会資本である。

高齢化、少子化が進行している中、活力ある地域づくり・都市づくりを推進するため、

高速道路を含む道路の整備は、より一層重要となっている。

安全で安心できる暮らしの実現、また地域格差の解消、地域の活性化を図るため、本市においても道路整備に対し市民から強い期待が寄せられている。

今般、昨年末の道路特定財源の見直しに関する具体策に基づき、見直しの作業が進められていますが、道路整備に対する国民のニーズは依然として高いことを踏まえ、引き続き道路整備の推進が強力に図られるよう、次の事項について特段の配慮を強く要望する。

記。1. 道路特定財源については、関係諸税の暫定税率を延長するとともに受益者負担の趣旨に則り、全額道路整備と維持修繕に充当すること。2. 地方が真に必要としている道路整備が滞りなく着実に進むよう、平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金制度を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年12月、橋本市議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政政策担当大臣、行政改革担当大臣。

以上、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）清水委員長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

13番 瀧君。

〔13番（瀧 洋一君）登壇〕

○13番（瀧 洋一君）ただ今議題となっております委員会提出議案第2号 地方の実情にあった道路整備の促進と道路特定財源の暫定税率延長による財源確保を求める意見書について 反対の立場で討論いたします。

道路は日常生活ばかりか、災害時、地域格差の解消に重要な役割を果たしており、市民の皆さんの道路整備への要望も強いものがあります。とりわけ本市におきましては、国道371号バイパスの早期完成を求める市民の声は大きく、木下市長が積極的、精力的に進めている企業誘致にも大きく影響するものと考えます。

そこで、本意見書の2項の、地方が真に必要としている道路整備の推進に関しては異論ございません。しかし、暫定税率を維持して道路特定財源を温存させることには反対いたします。

政府与党は新年度に向けて道路特定財源の見直し案を発表し、暫定税率の10年間延長、向こう10年間で道路整備費を59兆円とし、余剰分を一般財源化すると打ち出しましたが、この仕組みは道路特定財源の恒久化につながるものです。道路特定財源諸税は舗装率が5%しかなかった半世紀前に、整備が急務だとして暫定措置法としてスタートし、以来、道路整備5カ年計画がつくられるたびに増え続け、30年間で310兆円以上が投入されてきており、その配分も国が6割、地方が4割と地方へは手薄な一方、東京湾アクアラインに代表されるように、浪費と腐敗の温床になっています。

平成19年度で見た場合、国の総道路投資額は8兆860億円、そのうち道路特定財源で賄われるのは、その6割の4兆8,500億円、地方はその中のまた4割、約2兆円を道路整備に使

っており、これは全体の道路関係費のわずか4分の1です。受益者負担と言いながら、吸い上げたお金は圧倒的に国家的な道路プロジェクトに使われているのであり、国の無駄遣いの隠れみになっております。

本市においては、18年度決算ベースで、道路関係経費14億4,400万円の53.3%にあたる7億7,000万円は一般財源より支出されております。税金の無駄遣いに対する国民の批判も高まっている中、6兆円の財源を道路にしか使わず、民営化した本四公団の債務処理に1兆5,000億円も充てるなど、到底納得しがたい使い方をしています。一般財源化すれば道路建設には使えないかのような論調もありますが、地方にはまだつくらなければならない道路もあるわけで、一般財源化し、地方の裁量権で優先順位を決めて、社会保障にも真に必要な道路にも自由に使えるよう配分すべきではないでしょうか。

一方、最近の原油高を受け、本市においてもガソリンの価格は高騰し、10150円近くになっております。そこに含まれる揮発油税は現在、1048円60銭ですが、本来は半分の24円30銭であるのは皆さんご承知のことと思います。消費税との二重課税、タックスオンタックスではないかとの意見もあります。仮に揮発油税の暫定税率が期切れとなった場合、現在の水準で推移したとして10125円程度となります。苦しい生活を強いられている市民感情を考えれば、少なくとも揮発油税の暫定税率は廃止すべきであります。

政治とは生活であります。ガソリン価格の高騰は諸物価の高騰を引き起こし、消費の縮小、そして市税の減収につながることもあわせて考えなければなりません。また、揮発油税は国税であり、直ちに本市の減収につながるものではありません。

私たち議員は市民の代弁者であります。選

挙のときに、多くの候補者が市民目線で、市民の立場でと訴えていたことと思います。いま一度、市民の声に耳を傾け、懸命なご判断をいただきますようお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

10番 平林君。

〔10番（平林崇行君）登壇〕

○10番（平林崇行君）それでは賛成の立場からの討論をさせていただきます。

先ほど13番議員がおっしゃったように、この橋本市において道路の大切さ、そして木下市政が掲げる企業誘致、市民の希望、夢、これを成功させるために道路は必要である。当然納得です。

そしてまた、国がいろんな形で税金の今までの使い方をご説明しましたが、この意見書に基づいて、この橋本市がどうあるべきなのか、本当に必要な財源を確保するために、今のままの国の姿勢、行政のあり方をただす意味でも、市の要望をしっかりとこの議会から伝え、考えていくこと、そして木下市長を支え、国にいろんな市の、特に国道371号の開通にとっての必要な財源確保を言ってもらうためにも、私はこの道路特定財源の部分を賛成していきたいと。

そして市民の声、ありました。揮発油税の問題ありましたけども、それ以上に橋本市にとって国道371号の道路というのは大きな動脈である。これからこのまちの未来、そして活性化、若者、いろんな意味での大きな意味を持った道路である。それにおいて本当に木下市政を支えていく意味で、この市議会の皆さんのご協力、ご理解を踏まえてこの意見書を国に届けたい。私はそういう観点から、この意見書について賛成の討論をさせていただきます。

どうぞ皆さん、ご理解よろしくお願いた

します。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）反対の立場から討論を行います。

はじめに、日本共産党は、必要な道路に対して財源を投入することに反対をしているのではないということを述べさせていただきます。

6月議会でも述べましたし、先ほど同僚議員も述べられましたが、道路特定財源は国道、県道の舗装率が5%以下しかなかった1954年に、整備が急務だという理由で臨時措置法として始まった制度です。本当に必要な道路は一般財源で建設できます。今では舗装率は97%に達しており、この制度を続ける理由はありません。巨額の税収をあてにして無駄な道路をつくり続け、浪費の温床となってきた道路特定財源をやめ、使い道を特定しない一般財源として社会保障などの予算にも回せるようにすることは、国民的な重要課題です。

本則税率のおよそ2倍の暫定税率が適用されたのは、1973年から1977年度の道路整備5カ年計画の財源不足に対応するために、1974年度から2年間の暫定措置として実施されたのが期間延長を重ねているものです。以降、道路整備5カ年計画が延長されるたびに、若干の見直しを行いつつ、暫定税率は租税特別措置法期間延長改正で続けられてきました。

ガソリンの高騰が国民生活を圧迫している現在、暫定税率の期限切れを望むのは当然のことだと思います。12月4日付の朝日新聞によりますと、世論調査で暫定税率の上乗せを続けるべきと答えたのは21%、やめるべきと答えたのは68%と大きく上回っています。また、一般財源にすることについては、賛成が46%で、反対の41%をわずかに上回りました。

た。財政危機と言いながら、道路の財源だけ確保するのはやめるべきです。

以上をもって反対討論とします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

24番 中西 健君。

〔24番（中西 健君）登壇〕

○24番（中西 健君）地方の実情に合った道路整備の促進と、道路特定財源の暫定税率延長による財源確保を求める意見書についての、賛成の討論をいたしたいと思います。

小泉内閣の中で行財政改革が断行され、そうした中で、今、日本の国内でどのような現象が起こっておるかといいますと、やはり都市と地方の格差、特に公共事業の予算、道路網の整備については予算削減をされている中で、そうした中で橋本市、また全国の地方においてそうした都市間との格差が出てくることは目に明らかで、皆さんもご承知のことだろうと思います。

本来、この税率については、個人的には私もやはり税率を下げさせていただいて、今日の石油の価格の高騰により下げさせていただく、税率をなくしていただくのが本来、正直な気持ちであります。

しかしながら、私は公人として、この橋本市が今抱えている道路整備の問題、これを何としてでも完成していく上で、この財源を求めていくのは必然である。これがいわゆる受益者負担の原則、もともとこの暫定税率を求めたのでありますが、もしこれがなくなるとすれば、その財源をどこに求めていくかということに問題はなるわけであります。一般財源化の話も出ておりますが、おそらく一般財源化によって、橋本市に大きなこの計画に狂いが生じてくることは紛れもない事実であります。

そういう中で、橋本市としても、この暫定税率をもし国会で決めていただけないとすれ

ば、橋本市の道路整備に200億円からの予算確保が難しい、こういう積算も出ております。平林議員も言われたように、橋本市は今、大切な企業誘致等を抱えております。これは、企業が来てくれる条件として、やっぱり道路網、これが橋本市が今進めている中でご理解をしていただいて、橋本市が企業誘致に積極的に取り組んでいける、これも一つの要因となっております。

そういう中で、私はこの暫定税率の延長により、我々の未来に向けての橋本市の設計図が狂いのないよう進めていかなければならない、そういう思いであります。

そういうことから、この財源確保について、賛成の立場の討論といたします。議員各位の皆さん、どうかひとつ実情をご理解をいただきましてご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

12番 辻本君。

〔12番（辻本 勉君）登壇〕

○12番（辻本 勉君）本意見書に反対の立場から討論をいたします。

同僚議員たくさん、本市にとっての道路整備の必要性を言われておったんですけども、これについては私も十分理解をしておりますし、本当にやっていっていただかなくてはならんということだと思います。

そんな中で、本年6月にも本当にすばらしい意見書を出ささせていただいております。市議会のほうで議決をいただいて、地域の自立、活性化及び安全・安心を支える道路整備の促進を求める意見書ということで、そんな中に、京奈和自動車道とか国道371号の文言も入れまして、意見書を出しておるわけであります。

それがありながら、なぜあえて今、この意見書を出さなくてはならんのかなと。2項目めの、地方が真に必要としている道路整備が

滞りなく着実に進むよう、平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金制度を継続することと、この辺の文言については十分理解はできるわけではありますけども、今、国民生活、ガソリンの高騰によりまして大変な状況になっています。ガソリンの値上げに伴って、いろんなものがこれからどんどん値上げされてくるわけでありまして、そんな厳しい国民生活を強いられている国民、市民の感情からいきますと、あえてこの暫定税率を延長することという文言をこの意見書に入れる必要があるのかどうか。本市にとって、何が必要であるかと言いますと、当然、道路整備、国道371号のバイパスの問題、京奈和自動車道の問題、いろんな問題ありますけども、あえて私たち市議会がこの暫定税率の延長を意見書として上げることが本当にいいのかどうか。国民の、市民の意に反する状況ではないのかなと私は思います。

今の時期にこのことをする必要性は全くないのかなと考えると、当然、政府、国会のほうでも議論されておるわけでありましてけども、政府、役人、県からの強い圧力と言いますか、何かがあるのかなという変に勘ぐりもするんですけども、私たちは真に、この道路特定財源をやはり見直していくといいですか、この趣旨に反することなく必要な財源を確保するという、そういう観点から国に対してはやはり意見を申し述べていくだけであって、暫定税率の延長まで意見書として出す必要性は全くないと思いますので、この1の項目がこの私たちの市民の意向に反すると思いますので、そのことを踏まえまして、本意見書に反対をしたいと思います。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

21番 上久保君。

〔21番（上久保 修君）登壇〕

○21番（上久保 修君）本提出された意見書

について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど来から、いろいろと反対される議員の方のご意見もわかります。ただ、この道路特定財源については、今まで本当に国民の皆さまからご理解をいただいた上で、暫定税率ということで、国の道路整備に関して今までずっとこの事業をされてきました。本市にとりまして、この国道371号バイパスに関しては、市長が常々企業誘致の問題で他所へ行かれたときに、やっぱり道路の整備については指摘される点がありまして、つい先日も国土交通大臣に、この国道371号のバイパスに関しては、早期完成をよろしく願いますということで陳情申し上げて、今回のこの意見書については、いろいろと本当に地域間格差をなくすために、本来、都市部についてはほとんど道路整備がもうなっていると思うんです。ただ、地方においては、まだまだこの道路に関しては未整備のところもありますし、橋本市にしてもやっぱりこれが一つの問題点としてあるわけです。

有識者の中に、この道路特定財源の暫定税率をやめるとした場合、これを消費税に換算すると1.5%の消費税の値上げを余儀なくされるん違うかと、そういう不安も言われているんです。そこら辺のことも考えたら、やっぱり国土交通省としては、素案がこの道路整備に関しては59兆円までにして、6兆円はほかの道路整備に関して、地方に向けての無利子の融資枠であるとか、高速道路の料金の引き下げであるとかと、そういうふうに充てるというふうなこともありますけども、今回の意見書についてはこの1番にある、全額道路整備と維持修繕に充当することということで、橋本市は当然、これら全部充当していただいて、橋本市に大いに道路の整備が完成されるように、やっぱり求めていくべきやと私も思

います。

いろいろとやはり市民の方にもご協力いただく、国民の方にご協力いただくということで、本当にこの点については大いに、一回だけじゃなしに何回となしにやはり意見書を出して、地方の声を国政に届けていくというのが、我々地方を預かる議会としても申していくことが大事ではないかなと思います。

以上の理由によりまして、賛成とさせていただきます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第2号 地方の実情にあった道路整備の促進と道路特定財源の暫定税率延長による財源確保を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、委員会提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第27 委員会提出議案第3号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書について

○議長（中上良隆君）日程第27 委員会提出議案第3号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書について を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

文教厚生委員会委員長 10番 平林君。

〔10番（平林崇行君）登壇〕

○10番（平林崇行君）それでは、意見書案の朗読をもって提案理由の説明といたします。

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書。

新たな独立した医療制度として、平成20年4月から75歳以上のすべての高齢者が加入する後期高齢者医療制度が創設される。

制度が始まれば、これまで保険料負担がなかった被用者保険の被扶養者を含めて、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収し、月額15,000円以上の年金受給者からは、介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超えない限り、保険料を年金から天引きするとしている。

低所得者に対する保険料の軽減制度や、激変緩和措置が講じられることとされているものの、低額の年金収入だけに頼って生活している高齢者にとって非常に厳しい負担の制度となっている。

よって、国においては、高齢者の不安をなくし、安心して医療を受けられるように後期高齢者医療制度において、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記。1. 医療費に対する国庫負担金を増やして、安心して医療を受けられる制度の構築を図ること。2. 保険料の軽減の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年12月、橋本市議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上、議員各位のご賛同、よろしく願います。

○議長（中上良隆君）平林委員長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております 委員会提出議案第3号については、会議規則第37条第2

項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第3号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。お諮りいたします。

ただ今意見書案2件が議決されましたが、その字句、数字その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

この際報告いたします。総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

○議長（中上良隆君）以上で、本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（中上良隆君）閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）本日、平成19年12月市議会定例会の閉会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さまには、12月3日より本日まで、真摯なご審議やご協議を賜りまして、平成18年度各会計決算16件の認定と、専決処分事項3件及び議案38件のご承認、並びに人権擁護委員候補者の推薦につきましてご同意をいただき、誠にありがとうございました。

早いもので、平成19年も残すところ10日あまりとなってまいりました。議員の皆さまには、本年も数々の行政課題の解決のために、大変なご苦勞をおかけいたしましたところですが、その都度、誠心誠意、高所に立ってご提言やご指導を賜り、深く感謝申し上げます。次第でございます。

さて、既に議員の皆さま方にご通知をいたしてございましたが、このたび、本市の熱心な企業誘致活動が国に認められ、全国の1,800自治体の中から、企業立地にがんばる市町村20選に選ばれ、今議会会期中の12月17日に経済産業大臣から直接感謝状をいただいております。甘利大臣よりいただいた、これは盾であります。

このことにつきましては、議会の皆さん、そしてまた関係職員の並々ならぬご努力の賜でございます。私といたしましても大変感

激をいたしておるところでございます。

この受賞は誠に栄誉なことございまして、今後、国等の機関が発行する冊子への掲載により、本市の企業用地や誘致活動が広く普及啓発いただけるものと期待をしております。私はこの好機を逃すことなく、見通しもだんだん立ってまいりました。さらに自信を持って今後も企業誘致活動に向け、積極的に取り組んでまいり所存でございますので、今後とも議員各位の皆さまにおかれましては、よろしくご指導、ご協力のほどをお願い申し上げます。

日増しに寒さもだんだん厳しくなっております。どうか皆さまにおかれましては、ご自愛をいただきまして、ご家族おそろいで良き新年をお迎えくださいますようご祈念申し上げます。閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中上良隆君）閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、去る12月3日開会以来19日間にわたり、提案されました多くの重要案件について慎重なご審議を賜り、滞りなく無事閉会の運びとなりました。このことは、議員各位のご協力の賜であると心から厚く御礼申し上げます。

また、木下市長をはじめ、理事者各位におかれましては、審議にあたって終始適切に対応いただいたものと、深く敬意を表す次第でございます。

さて、地方分権と行政改革、財政危機のうねりの中、国、自治体を問わず行政は大きな転換期を迎えております。我々市議会といたしましても、時代を見据えた情報分析に力点を置きながら、市民の皆さまの求める効率のよい行政を念頭に、市執行部と互いの英知を出し合い、市民参加の市政運営を続けていか

なければならぬと認識しております。

特に、本市においては、行政改革、まちづくり計画は緊急の課題であります。昨年策定された橋本市行政改革大綱に基づく集中改革プラン、定員適正化計画、また合併に伴う新市まちづくり計画の推進については、なお一層のご努力をお願い申し上げる次第であります。

今年は残すところも数えるほどになりました

た。議員各位はもとより、木下市長はじめ理事者各位におかれましても、年の瀬にあたり健康に十分ご留意をいただき、健やかに新年を迎えられますようお願い申し上げます、閉会のごあいさつといたします。

これにて平成19年12月橋本市議会定例会を閉会いたします。

(午前11時45分 閉会)